

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		助産施設及び母子生活支援施設入所の承諾	
根拠法令及び条項		児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項	
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課	
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市児童福祉法施行細則(平成 15 年規則第 47 号)第 5 条 ・母子寮への入所措置について(昭和 57 年 6 月 17 日児発第 514 号) 	
	基 準	<p>法第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>第 22 条第 1 項 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>第 23 条第 1 項 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 14 日	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			